



# 鳥取県公報

平成 27 年 12 月 8 日 (火)  
第 8 7 5 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定非営利活動促進法による認定 (782) (参画協働課) . . . . . 2 生活保護法による介護機関の変更の届出 (783) (福祉保健課) . . . . . 2 生活保護法による介護機関の指定 (784) (〃) . . . . . 3 指定居宅サービス事業者の指定 (785) (東部福祉保健事務所) . . . . . 3 指定介護予防サービス事業者の指定 (786) (〃) . . . . . 4 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (787) (〃) . . . . . 4 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (788) (〃) . . . . . 4 種畜証明書の交付 (789) (畜産課) . . . . . 5 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (790) (西部総合事務所地域振興局) . . . 5 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (791) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (792) (〃) . . . . . 6
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第782号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の認定を行ったので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 認定特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
- 2 代表者の職名及び氏名  
理事長 乾 和子
- 3 主たる事務所及びその他の事務所の所在地  
鳥取市瓦町601
- 4 認定の有効期間  
平成27年12月1日から平成32年11月30日まで
- 5 認定特定非営利活動法人のホームページアドレス  
<http://asj-tt.com/>

## 鳥取県告示第783号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から、居宅介護事業者の主たる事務所の所在地、介護予防事業者の主たる事務所の所在地、居宅介護事業所の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
有限会社新生ケア・サービス	米子市吉岡65-4	有限会社新生ケア・サービス デイサービスセンターコムハウス	米子市熊党201-2	通所介護	平成24年6月11日
株式会社悠久	鳥取市湯所町二丁目413	デイサービスセンターゆず	鳥取市湯所町二丁目413	〃	平成27年6月8日
株式会社わこう介護サービス	米子市東福原二丁目1-1	わこうデイサービス雲山	鳥取市雲山246-15	〃	平成27年8月11日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
----	------------	------------	-------------	-----------	-------

有限会社新生 ケア・サービス	米子市吉岡65- 4	有限会社新生ケ ア・サービス 予防デイサービ スセンターコム ハウス	米子市熊党201- 2	介護予防通所介 護	平成 24 年 6 月 11 日
株式会社悠久	鳥取市湯所町二 丁目413	デイサービスセ ンターゆず	鳥取市湯所町二 丁目413	”	平成 27 年 6 月 8 日

### 鳥取県告示第784号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
特定非営利 活動法人タ チカワプラ ザ	鳥取市立川町 五丁目256- 1	グループホームさ とこ	鳥取市立川町五丁 目256-1	認知症対応型共 同生活介護	平成27年9月10 日

#### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
特定非営利 活動法人タ チカワプラ ザ	鳥取市立川町 五丁目256- 1	グループホームさ とこ	鳥取市立川町五丁 目256-1	介護予防認知症 対応型共同生活 介護	平成27年9月10 日

#### 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
株式会社つ むぎ	鳥取市行徳一 丁目312	居宅介護支援事業所 つむぎ	鳥取市行徳一丁目312	平成27年10月1日

### 鳥取県告示第785号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人アスピオス	ユニット型介護老 人保健施設 みや	鳥取市三津1072- 307	平成27年12月1日	短期入所療養介 護

	こ苑 短期入所療 養介護事業所			
合同会社夢伝人	デイサービス あ りがとうの風	鳥取市湖山町東三 丁目50	〃	通所介護
株式会社エヌ・ビー・ ラボ	訪問介護事業所エ ルスリー鳥取	鳥取市卯垣五丁目 60	〃	訪問介護
合同会社ライフケア ーズ	合同会社ライフケ アーズ	鳥取市南安長一丁 目21-5	〃	福祉用具貸与、 特定福祉用具販 売

## 鳥取県告示第786号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人アスピオス	ユニット型介護老 人保健施設 みや こ苑 短期入所療 養介護事業所	鳥取市三津1072- 307	平成27年12月1日	介護予防短期入 所療養介護
合同会社夢伝人	デイサービス あ りがとうの風	鳥取市湖山町東三 丁目50	〃	介護予防通所介 護
株式会社エヌ・ビー・ラ ボ	訪問介護事業所エ ルスリー鳥取	鳥取市卯垣五丁目 60	〃	介護予防訪問介 護
合同会社ライフケア ーズ	合同会社ライフケ アーズ	鳥取市南安長一丁 目21-5	〃	介護予防福祉用 具貸与、特定介 護予防福祉用具 販売

## 鳥取県告示第787号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
株 式 会 社 エ ヌ・ビー・ラボ	訪問介護事業所 エルスリー鳥取	鳥取市卯垣五丁 目60	平成27年11月9 日	平成27年11月30 日	訪問介護

## 鳥取県告示第788号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月8日

## 鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
株式会社エ ス・ビー・ラボ	訪問介護事業所 エルスリー鳥取	鳥取市卯垣五丁 目60	平成27年11月9 日	平成27年11月30 日	介護予防訪問 介護

## 鳥取県告示第789号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成27年12月8日

## 鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明 書番号	名前	種類及び 品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所 在地及び名 称
					父	母		
31531030 001	トツトリ デー 8 5049	豚 デュロッ ク種	平成27年 4月6日	鳥取県 西伯郡 南部町	トツトリ デー 1351	トツトリ デー 11051	2級	西伯郡南部 町 鳥取県中小 家畜試験場
11478451 004	初羽2652	肉用牛 黒毛和種	平成26年 8月8日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	新初英	さくらきた	〃	東伯郡琴浦 町 独立行政法 人家畜改良 センター鳥 取牧場
11478451 103	知粉2661	〃	平成26年 8月13日	〃	菊知恵	きくわかさ	〃	〃
11478451 219	仁湯2668	〃	平成26年 8月17日	〃	菊花国	みつきた	〃	〃
11478451 363	久延2676	〃	平成26年 9月2日	〃	安福久	さりな	〃	〃
11478451 417	清年2678	〃	平成26年 9月4日	〃	福白清	きくみえ	〃	〃
11478451 479	吉聖2682	〃	平成26年 9月10日	〃	高百合	やすみつ	〃	〃
11478451 530	虎本2685	〃	平成26年 9月12日	〃	光平照	なな	〃	〃
11478451 585	義命2688	〃	平成26年 9月18日	〃	義平福	きたいとしげ	〃	〃

## 鳥取県告示第790号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成28年1月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年12月8日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日  
平成27年11月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人ライセンスワーク
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
神戸 貴子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市上後藤二丁目6-14
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、社会貢献をしたいと思う子育て中の看護師や退職した看護師、介護士、保育士などに対して、有償職業紹介に関する事業を行い、医療、福祉系の有資格者の不足解消に寄与することを目的とする。また、求職困難者の支援も目的とする。

**鳥取県告示第791号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月8日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ウェルネス湖北	ウェルネス薬局 境港店	境港市蓮池町 92-1	平成27年8月15 日	平成27年8月15 日	居宅療養管理指 導
〃	ウェルネス薬局 東福原店	米子市東福原一 丁目6-16	〃	〃	〃
〃	ウェルネス薬局 角盤店	米子市角盤町三 丁目84	〃	〃	〃

**鳥取県告示第792号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月8日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ウェルネス湖北	ウェルネス薬局 境港店	境港市蓮池町 92-1	平成27年8月15 日	平成27年8月15 日	介護予防居宅療 養管理指導
〃	ウェルネス薬局 東福原店	米子市東福原一 丁目6-16	〃	〃	〃
〃	ウェルネス薬局 角盤店	米子市角盤町三 丁目84	〃	〃	〃

**公 告**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成27年12月8日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年1月19日 午前10時から午後 3時まで	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成28年1月26日 午前10時から午後 3時まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。